みどり
水土里ネット
地域を守る!!

土改広報

令和5年9月1日現在　組合員数／3,507名
賦課面積／5,117ha　田／4,446ha　畑／671ha

第 103 号
発行所 白根郷土地改良区
〒950-1222
新潟市南区白根東町1丁目4番36号
電 話 025-372-1171(代)
FAX 025-372-3477
E-mail:info@shironegou.jp
URL:http://www.shironegou.jp
編集発行人 丸 山 久 夫

第1回臨時総代会理事長挨拶

水土里ネット白根郷
理事長　丸　山　久　夫

第1回臨時総代会開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は令和5年度第1回臨時総代会のご案内を申し上げたところ、総代の皆様方におかれましては、大変お忙しい中多数の出席をいただき大変ありがとうございます。

皆様もご承知のとおり、今年は7月の梅雨明けから降雨が全く無く、盆の13日には大島頭首工の信濃川水位も低下し、用水の取水に困難をきたす事態となりました。

新潟県内では3つのダムの貯水率が0%となり、水田を中心に高温干ばつが広がっているとして渇水情報連絡会が開かれました。

一方で、台風7号等の影響により九州をはじめ中国地方や近畿、東海などで記録的な大雨に見舞われました。今まで我々が言い続けてきた異常気象が、既に平常気象となりつつあるようで、危惧されるところであります。

白根郷では、大河信濃川と支流の中ノ口川より用水を取水しておりますので、用水が枯渇するという事は無いのですが、水位低下により用水配分に非常に苦慮することとなりました。

先般の理事会でも理事の皆さんと確認したのですが、どうしても用水の掛からない箇所については揚水機場の夜通し運転を行い、必ず用水の掛かる圃場の蛇口を閉めて回る対応をすることにより、被害が無いように管理を徹底していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

先般、23年産一般コシヒカリの農協仮渡金が報道され昨年より200円増の13，900円となりました。仮渡金が増えたことは良い事ですが、米の生産にかかるコストも上がる一方で農家にかかる負担も増加する一方です。資材代、肥料代、燃料代、電気料金すべてが高騰しております。組合員の皆様が安心して営農出来るよう、国県市へ様々な形での支援をお願いしていきたいと考えております。

土地改良区の揚水機場にかかる電気料金ですが、令和4年度より高騰が続いております。昨年度は電力等価格高騰重点支援地方交付金により令和3年度と比較しての高騰分の7割を新潟県、新潟市、加茂市より補助いただく事ができました。後程決算書の説明の中で詳細な説明があると思いますが、この交付金のおかげで決済金の取り崩しも最小限に抑えることができました。関係機関に感謝しているところでございます。

令和5年度でございますが、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業という事業に乗りまして、省エネ化計画に位置付けたエネルギー消費量の2割低減を目指すこととし、令和4年度と比較しての高騰分の7割を国から支援していただく事が出来そうです。ただ令和4年度で既に高騰しておりますので、十分ではなく引き続き関係機関と調整を図って参る所存です。

昭和の時代からの長年の懸案でありました白根郷の宅地の排水の負担金の在り方について、昨年11月に中原新潟市長と藤田加茂市長へ宅地面積の見直しについてお願いに行き、様々な方々のご協力のもと協議を続けて参りました。

先般ようやく令和6年度より見直しをしていただける事になりました事をこの場を借りて総代の皆さんに報告させていただきたいと思います。

8月7日には中原市長へ御英断の御礼をしてきましたし、新潟市に準ずると言っていただいた藤田市長へも近々御礼を申し上げに行きたいと考えております。

全てのものが値上がり、物価が高騰する中ですが、様々な事案について、見直しや制度設計の要望を行いながら組合員の賦課金だけは値上げしないよう土地改良運営に尽力して参りますので、総代各位のご理解ご協力をお願いします。

結びになりますが、新型コロナウイルスも5月に5類に引き下げられ、会議や研修会などがコロナ前に戻ってきております。白根郷土地改良区でも10月に総代研修を予定しておりますので総代各位の参加をお願いいたします。

本日は、令和4年度決算を中心とした議題でございますが、慎重審議をお願いいたしまして簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労様です。

議長　臼井地区 渡辺　亙さん

去る8月25日(金)改良区3階大会議室で開催されました。

理事長開会挨拶の後、議長に臼井地区の渡辺亙総代を選出し、議案説明・討論採決の順に会議が行われました。

提出された議案は慎重審議の結果、原案どおり承認されました。

令和5年度 第1回 臨時総代会 開催される

第１号議案　令和４年度　決算財務諸表の承認について
第２号議案　令和４年度　事業報告書及び財産目録承認について
第１号報告　監査報告について
第３号議案　令和５年度　白根郷土地改良区一般会計収入支出補正予算専決処分承認について

令和４年度　財務状況について

白根郷土地改良区規約第45条に基づき財務に関する事項を公表します。

１．共通一般会計収支決算

【収入】 収入総額　1,435,334,568円

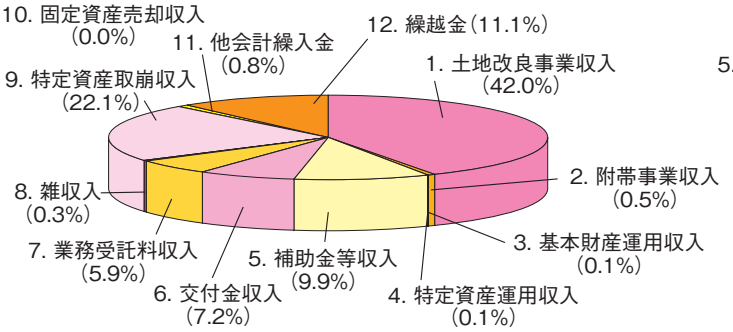

【支出】 支出総額　1,218,181,194円

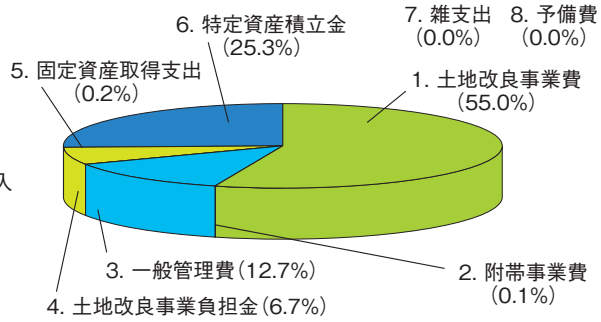

(収　　入)　　△印：減(単位：円)

区　分	予算額	決算額	比　較
1. 土地改良事業収入	605,721,000	603,726,789	△ 1,994,211
2. 附帯事業収入	7,207,000	7,558,691	351,691
3. 基本財産運用収入	13,000	13,609	609
4. 特定資産運用収入	229,000	230,089	1,089
5. 補助金等収入	147,538,000	141,743,943	△ 5,794,057
6. 交付金収入	104,020,000	104,020,000	0
7. 業務受託料収入	86,032,000	85,383,208	△ 648,792
8. 雑収入	3,232,000	3,921,467	689,467
9. 特定資産取崩収入	317,572,000	317,963,509	391,509
10. 固定資産売却収入	1,500,000	0	△ 1,500,000
11. 他会計繰入金	11,931,000	11,375,885	△ 555,115
12. 繰越金	159,397,000	159,397,378	378
収入計	1,444,392,000	1,435,334,568	△ 9,057,432

(支　　出)　　△印：減(単位：円)

区　分	予算額	決算額	比　較
1. 土地改良事業費	693,856,000	669,613,538	△ 24,242,462
2. 附帯事業費	1,500,000	855,624	△ 644,376
3. 一般管理費	164,330,000	154,250,932	△ 10,079,068
4. 土地改良事業負担金	84,957,000	82,081,612	△ 2,875,388
5. 固定資産取得支出	2,760,000	2,497,878	△ 262,122
6. 特定資産積立金	325,773,000	308,881,610	△ 16,891,390
7. 雑支出	200,000	0	△ 200,000
8. 予備費	171,016,000	0	△ 171,016,000
支出計	1,444,392,000	1,218,181,194	△ 226,210,806

収入支出差引残金　217,153,374円　令和5年度へ繰越

２．特別会計各事業区収支決算

(単位：円)

区　分	新飯田	須田	茨曽根	庄瀬	小林	白根	臼井	大郷	鷲巻	根岸
収入	3,512,447	7,961,801	6,308,875	9,133,749	10,342,994	9,584,978	7,026,443	9,038,909	10,158,697	11,055,442
支出	2,855,905	6,693,376	5,017,121	6,957,548	7,652,293	6,067,212	4,926,348	6,147,800	6,993,276	7,778,652
次年度繰越金	656,542	1,268,425	1,291,754	2,176,201	2,690,701	3,517,766	2,100,095	2,891,109	3,165,421	3,276,790

3．貸借対照表

令和5年3月31日現在
（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金	217,071,531	340,026,584	△ 122,955,053
(2) 未収賦課金等	2,420,044	3,001,852	△ 581,808
(3) その他未収金	170,311,722	86,118,137	84,193,585
流動資産合計	389,803,297	429,146,573	△ 39,343,276
2 固定資産			
(1) 基本財産	475,000	475,000	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	11,298,083,501	12,130,398,338	△ 832,314,837
受託土地改良施設使用収益権	44,093,081	49,880,399	△ 5,787,318
財政調整積立資産	260,771,692	262,666,091	△ 1,894,399
職員退職給付引当積立資産	228,513,939	204,515,329	23,998,610
転用決済金積立資産	1,550,390,654	1,583,928,649	△ 33,537,995
建物等更新積立資産	10,000,000	0	10,000,000
適正化事業積立金	327,196,254	337,196,254	△ 10,000,000
(3) その他固定資産			
土地	95,469,820	95,261,720	208,100
建物	25,604,036	27,314,313	△ 1,710,277
機械及び装置	11,874,770	13,595,315	△ 1,720,545
車両運搬具	3,122,533	3,023,358	99,175
器具備品等	2,461,760	2,445,726	16,034
ソフトウェア	439,348	667,620	△ 228,272
適正化事業拠出金	17,952,000	24,360,000	△ 6,408,000
長期未収賦課金等	7,645,469	7,377,258	268,211
固定資産合計	13,884,093,857	14,743,105,370	△ 859,011,513
資産合計	**14,273,897,154**	**15,172,251,943**	**△ 898,354,789**
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	129,950,794	234,849,676	△ 104,898,882
預り金	17,244,281	14,492,954	2,751,327
適正化事業拠出金短期未払金	10,146,000	17,616,000	△ 7,470,000
流動負債合計	157,341,075	266,958,630	△ 109,617,555
2 固定負債			
適正化事業拠出金長期未払金	7,788,000	0	7,788,000
職員退職給付引当金	131,017,000	119,762,000	11,255,000
役員退任慰労引当金	5,977,000	5,298,000	679,000
固定負債合計	144,782,000	125,060,000	19,722,000
負債合計	**302,123,075**	**392,018,630**	**△ 89,895,555**
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
(1) 補助金等			
受取補助金（施設用）	1,490,458,266	1,571,543,002	△ 81,084,736
所有土地改良施設受贈益	9,129,891,976	10,148,045,670	△ 1,018,153,694
指定正味財産合計	10,620,350,242	11,719,588,672	△ 1,099,238,430
（うち特定資産への充当額）	(10,454,453,105)	(11,553,691,535)	(△ 1,099,238,430)
2 一般正味財産	3,351,423,837	3,060,644,641	290,779,196
（うち基本財産への充当額）	(475,000)	(475,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(2,806,382,762)	(2,557,935,271)	(248,447,491)
正味財産合計	**13,971,774,079**	**14,780,233,313**	**△ 808,459,234**
負債及び正味財産合計	**14,273,897,154**	**15,172,251,943**	**△ 898,354,789**

4．正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
（単位：円）

科目	金額	科目	金額
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1経常増減の部			
（1）経常収入		（2）経常支出	
土地改良事業収入	647,690,285	土地改良事業費	660,368,187
附帯事業収入	7,709,501	附帯事業費	855,624
基本財産運用収入	13,609	減価償却費	838,102,155
特定資産運用収入	232,426	一般管理費	180,903,582
受取補助金等	1,240,982,373	土地改良事業負担金	82,081,612
受取交付金	70,060,000	他会計繰出金	0
受取業務受託料	85,383,208	固定資産取得費	340,008
雑収入	1,358,964		
他会計繰入金	0		
経常収入計	2,053,430,366	経常支出計	1,762,651,168
当期経常増減額			290,779,198
2経常外増減の部			
（1）経常外収入		（2）経常外支出	
		固定資産除却損	2
経常外収入計	0	経常外支出計	2
当期経常外増減額			△2
当期一般正味財産増減額			290,779,196
一般正味財産期首残高			3,060,644,641
一般正味財産期末残高			**3,351,423,837**
Ⅱ指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			△1,099,238,430
指定正味財産期首残高			11,719,588,672
指定正味財産期末残高			**10,620,350,242**
Ⅲ正味財産期末残高			13,971,774,079

5．財産目録

令和5年3月31日現在
（単位：円）

資産の部		負債の部	
流動資産	389,803,297	流動負債	157,341,075
現金及び預金	217,071,531	未払金	129,950,794
未収賦課金等	2,420,044	預り金	17,244,281
その他未収金	170,311,722	適正化事業拠出金短期未払金	10,146,000
固定資産	13,884,093,857	固定負債	144,782,000
基本財産	475,000	適正化事業拠出金長期未払金	7,788,000
特定資産	13,719,049,121	職員退職給与引当金	131,017,000
その他固定資産	164,569,736	役員退任慰労引当金	5,977,000
繰延資産	0		
資産合計	14,273,897,154	負債合計	302,123,075
		正味財産合計	13,971,774,079

監査報告

監事は、令和5年7月7日に定款第22条及び監査細則第8条の規定に基づき当土地改良区の令和4年度決算の状況について監査したので、その結果を左記のとおり報告する。

記

1、一般会計（共通）、特別会計（事業区）収入支出決算について

○会計主要簿・証憑等決算書類は、正確に記載され整然と整理されており適正かつ相違ないと認める。

2、事業報告書及び財産目録について

○会計細則及び財務規程に定められた事項が適切に記載されており、当土地改良区の状況と全ての財産を的確に示していると認める。

総括監事　平山信之
監事　安藤周一
監事　風間勝廣
監事　捧大輔
監事　梅津喜廣

揚水機場の１時間短縮運転にご協力いただき大変ありがとうございました

昨今の電気料金高騰を受け、全郷で電力使用量削減に取り組むため、揚水機場の運転停止時間を18時から17時に変更することを皆様にお願いした中で、用水管理にあたっていただきました。梅雨頃までは、それほど問題になりませんでしたが、梅雨明けからの連日の猛暑、降雨皆無という中、組合員の皆様には厳しい用水管理となり大変ご苦労をおかけしました。厚くお礼申し上げるとともに、今年度の結果を踏まえ、来年に向けて準備をしたいと思います。大変ありがとうございました。

地域学講座

白根地区公民館主催による「南区発展の二つの鍵～大河津分水と土地改良事業～」と題した地域学講座が開かれ、6月30日から7月28日の期間に5回の講座が実施されました。5回の講座のうち7月14日に3回目の講座「地域を守る土地改良」を開催し25名の一般市民が参加しました。丸山理事長挨拶の後、職員から白根郷地区の課題や現在実施中の事業説明を受けると参加者からはたくさんの質問が飛び交い活気ある講座となりました。

7月21日には4回目の講座として、白根排水機場を視察に21名が訪れました。白根排水機場が365日24時間体制でポンプ排水していることや、屋上に上がって、白根郷内側の鷲ノ木大通川と白根郷外側の中ノ口川の水位差を実際に体感してもらうと、「白根排水機場のおかげで生活できているんだな」と感謝の声が聞かれました。

まだまだあります！！ようこそ白根郷へ

地域の子供たちから、国際機関まで幅広く白根郷に視察見学に訪れ、他にもお魚調査など様々な広報活動を行っています。

6月13日
大島頭首工と白根排水機場
須田小学校４年生 13名

6月27日
職場体験で整備を学ぶ
白根北中学校１年生 ４名

8月24日
大島頭首工と白根排水機場
JICA 17名

令和５年度 実施中の事業

項目 事業名 （地区名）	事業主体	主な工事内訳	負担割合 国	負担割合 県	負担割合 市	負担割合 地元
国営附帯県営農地防災事業 （白根郷５期地区）	新潟県	新通排水路　排水フリュームによる改修　L ＝ 398.0 m	55%	38%	7%	-
県営かんがい排水事業 （白根郷地区）	新潟県	水管理制御システムの構築　揚水機場１１箇所	50%	新潟市 25% 加茂市 27.5%	10%	新潟市 15% 加茂市 12.5%
※県営地盤沈下対策事業 （庄瀬地区）	新潟県	東線排水路　排水路工	55%	34%	11%	-
団体営基幹水利施設 ストックマネジメント事業 （中塩俵地区）	白根郷 土地改良区	太婦承水溝 排水フリュームによる改修	50%	25%	10%	15%
団体営基幹水利施設 ストックマネジメント事業 （浦梨地区）	白根郷 土地改良区	新通北下江　測量調査（４年度繰越）　１式 既設コルゲート管の管更生　L ＝ 70 m	50%	25%	10%	15%
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 （白根郷２，３期地区）	白根郷 土地改良区	２期地区　水路の機能保全計画作成　21 施設 ３期地区　〃　34 施設	100%	-	-	-
農村地域防災減災事業 （団体営調査設計事業） （白根郷第１，２地区）	白根郷 土地改良区	第１地区　排水路の構想設計　10 路線 第２地区　用水路の構想設計　２路線	100%	-	-	-
土地改良施設 維持管理適正化事業	白根郷 土地改良区	揚水機場（１０施設）　除塵機、電動機、吸込管、主ポンプ主軸の更新等（上新田揚水機場、三枚潟揚水機場ほか） 用水路（５路線）　塩ビ管、排水フリューム、EV シート工法による補修（和泉用水路、東大正用水路ほか） １０施設・５路線　計　１５施設	30%	30%	-	40%
水利施設保全高度化事業 （耕作条件改善事業） （白根郷第１３地区）	白根郷 土地改良区	農業用水利施設の整備　塩ビ管、排水フリューム等による改修（山崎用水路４号支線、各事業区用排水路ほか） ６施設　用水路 L ＝ 675 m　排水路 L ＝ 138 m	50%	-	新潟市 5% その他 0%	新潟市 45% その他 50%
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業 （白根郷第２地区）	白根郷 土地改良区	長寿命化対策　排水フリュームによる改修、床張コンクリートによる補修（庄瀬地区排水路、各事業区用排水路ほか） ７施設　用水路 L ＝ 198 m　排水路 L ＝ 720 m	50%	-	新潟市 5% その他 0%	新潟市 45% その他 50%

※令和５年度は、県営かんがい排水事業を優先的に実施するため、県営地盤沈下対策事業（庄瀬地区）は、工事を実施しません。

農業農村整備 講演会

8月25日開催の臨時総代会に合わせ、参議院議員の宮崎雅夫議員が来郷され、役員、総代、職員参加のもと農業農村整備講演会が行われました。

宮崎議員は、全国土地改良事業団体連合会（以下全土連）の会長会議顧問をされており、全土連会長を務める二階俊博衆議院議員、同じく会長会議顧問を務める進藤金日子参議院議員と共に、土地改良予算の確保に尽力して頂いております。

この日は、全土連加入の御礼と令和6年度の農業農村整備事業関係予算要求の内容や農村政策の新たな展開方向について講演いただきました。

全土連に加入しました

全国土地改良事業団体連合会は、各都道府県土地改良事業団体連合会と3千ヘクタール以上の賦課面積を有する土地改良区が加入できる団体です。

加入により、国の予算や事業制度を中心とした関連情報をすみやかに得ると共に、白根郷の諸課題に対して総会や事務責任者会議等の場で直接意見を述べ解決を図ることになります。

今年3月の総代会で加入の承認をいただき、5月31日に全国土地改良事業団体連合会の室本専務理事に加入申込書を手交しました。

提案活動報告

白根郷地区土地改良事業推進協議会で、県選出国会議員、農林水産省、北陸農政局に持続可能な農業の基盤づくり等について要望しました。

（左）令和4年10月25日
鷲尾英一郎衆議院議員に要望書を説明
（右）令和4年11月7日
川合北陸農政局長に要望書を手交後説明

新潟市土地基盤整備促進協議会で、低平地域への支援等を要望しました。

8月30日
自民党本部
二階（衆議院議員）全土連会長に要望書を手交後説明

川合北陸農政局長 大島頭首工 訪問

８月４日、川合北陸農政局長が、大島頭首工を視察に訪れ、国営造成県管理施設の維持管理について意見交換を行いました。

正面手前左　川合北陸農政局長

組合員の皆様へ お願い

令和５年度「賦課金」の納入について

口座振替日、また現金での納入期限は 令和5年10月20日(金)です。

賦課金の引落しは、10月20日当日限りのため、振替日後に不足分を入金しても引落しされません。振込日前に必ず残高の確認をお願いします。

賦課金の期限内納入にご協力をお願いします。

賦課金の納入は口座振替が便利です

取扱金融機関
銀行…第四北越銀行
農協…新潟かがやき・えちご中越・新潟市
◎お問合せは総務課管理係まで

※これから口座振替のお申し込みをされる方は、令和６年度 賦課金からの変更になります。

こんな時は届出が必要です

組合員の資格に移動があった場合

○経営移譲したとき
○経営の若返り等で、使用権を設定したとき
○利用権設定による賃貸借で賦課金の納入者を変更するとき
○農用地利用集積計画による契約及び契約解約したとき(契約期間満了による解約も含む)
○生前一括贈与をしたとき
○売買・交換等があったとき
○組合員が死亡したとき
○組合員が住所変更したとき

土地改良施設等を使用する場合

○雨水排水や合併浄化槽処理水の放流、土地改良施設用地を出入口等他目的に使用する場合は、他目的使用申請書を提出し、承認を得て下さい。

農地を転用する場合

○農地を転用するとき（公共用地への転用、道路拡幅等を含む）は、農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出して下さい。

※農業委員会への届出だけでは土地改良区の賦課台帳は変わりませんので、必ず土地改良区に届け出て手続きをして下さい。

◎ お問い合わせは総務課管理係まで ◎

注意！ 滞納賦課金は新組合員に承継

農地の売買や組合員の資格交代の際、その土地に滞納賦課金がある場合は、**新しくその土地を取得した方に滞納賦課金を支払う**よう土地改良法第４２条第１項に規定されております。確かめてから売買契約等するよう注意願います。